

公 募 公 告

令和 2 年 1 0 月 2 6 日

支出負担行為担当官
静岡地方法務局長 鈴木 朗

静岡地方法務局では、令和 3 年 4 月から、磐田市見付の一部地域において、不動産登記法第 1 4 条第 1 項に定める地図（以下「登記所備付地図」という。）の作成作業を予定しています。

については、登記所備付地図を作成する際に必要となる現地事務所を下記のとおり公募します。

記

1 公募に付する事項

- (1) 件名
令和 3 年度静岡地方法務局登記所備付地図作成作業現地事務所の賃貸借契約
- (2) 契約期間
令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日まで
- (3) 現地事務所の仕様
事務所として使用できる面積（1 0 0 平方メートル以上）を有すること。
その他詳細は募集要領による。

2 公募に参加できる者

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第 7 0 条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第 7 1 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 契約の相手方として不適当な者でなく契約の相手方として不適当な行為をしない者であること。

なお、契約の相手方として不適当な者及び不適当な行為をする者とは以下のア及びイに示すような者である。

ア 契約の相手方として不適当な者

- (ア) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (イ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (ウ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若し

くは関与しているとき。

- (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

イ 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (ア) 暴力的な要求行為を行う者
 - (イ) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
 - (ウ) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
 - (エ) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
 - (オ) その他前各号に準ずる行為を行う者
- (4) 静岡地方法務局の契約担当官等と締結した契約に関し、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。
- (5) 官庁（国のすべての機関）及び地方公共団体から、指名停止又は一般競争入札参加資格停止若しくは営業停止（以下「指名停止等」という。）を受けている期間に該当しない者であること。
- なお、指名停止等を受けているのが、会社（法人）の本店・支店・営業所等のいずれであっても、本公募の参加資格はない。
- (6) 仲介人として公募に参加する場合には、国土交通大臣又は静岡県知事による宅地建物取引業の免許を受けていること。
- (7) 募集要領の交付を受けた者であること。

3 募集要領等の交付場所等

- (1) 交付場所及び問合せ先
〒420-8650 静岡市葵区追手町9番50号
静岡地方法務局会計課施設係（担当 梶 電話 054-254-8099）
- (2) 交付期間
公告日から令和2年11月5日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分までとする。

4 応募方法

- (1) 公募参加申込書等提出期限
令和2年11月12日（木）午後5時15分まで
- (2) 提出場所
上記3(1)に同じ
- (3) 提出方法
持参又は郵送若しくは宅送（追跡可能な方法（例えば書留郵便）を利用し、提出期限までに到達するよう送付すること。）の方法による。
- (4) 提出書類
募集要領による。

5 応募の無効

本公告及び募集要領の条件を満たさない者がした応募は無効とする。

6 その他

詳細は募集要領による。

以上